

平成21年度税制改正(地方税)における政策 評価の活用について(総務省自治税務局)

1. 各省庁から提出された政策評価資料の概要

- 税制改正要望に当たっては、従来より、要望書において当該要望に係る改正による効果、増減収額等についての記載を各省庁にお願いしてきた。
- 平成16年度税制改正要望から、要望書の別紙において「既存税制の政策効果」として、施策の必要性、要望の措置の適正性、これまでの政策効果等を具体的に記載することとし、平成21年度税制改正においても、引き続き、各省庁に対し、同様の様式による要望書の提出をお願いしている。
- さらに、各省庁から提出された要望書については、透明性の向上を図る観点から、平成17年度より要望書を総務省ホームページに公表している。

2. 政策評価資料の活用状況

- 各省庁から提出された要望書の内容については、計数的な指標等を用いて具体的に示すことをお願いしているところであるが、今後、政府全体における政策評価の実施状況等を見極めつつ、要望書の様式や活用方法につき、引き続き検討する必要があると認識している。
- 平成21年度税制改正においては、「政策目的」、「施策の必要性」、「要望の措置の適正性」、「これまでの政策効果」、「要望する延長期間中の達成目標」、「前回要望時の達成目標」及び「前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由」欄等を活用して、各非課税等特別措置の政策目的・効果や政策手段としての適正性等を検証し、既存の非課税等特別措置の見直しを行った結果、27項目の廃止・縮減を行った。
- 非課税等特別措置については、今後も常にその目的や効果を十分に検証し、その見直しを行い、整理・合理化を進める必要があると認識している。

平成21年度税制改正（地方税）要望事項

（ 拡 充 ・ 延 長 ）

No	1	府 省 庁 名 総務省		
対象税目	不動産取得税 固定資産税			
要望項目名	地上放送施設デジタル化促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長			
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） (1) 対象者：地上テレビジョン放送事業者 (2) 対象設備（固定資産税）：デジタル番組制作設備、デジタル伝送装置、デジタル送受信装置 （不動産取得税）：デジタル送受信装置（局外設備）に係る家屋 ・ 特例措置の内容 固定資産税の課税標準を軽減（取得後5年度分3／4）する特例措置について、適用期限の延長（期限：平成23年3月31日）とともに、0.3W以下のデジタル送受信装置（中継局）を整備する場合にあっては、当該設備に係る固定資産税を取得後5年度分1／2に拡充する 不動産取得税の課税標準を軽減（3／4）する特例措置の適用期限の延長（期限：平成23年3月31日）			
関係条文	〔 地方税法附則第11条第23項、同15条第18項、同施行令附則第7条第24項、同11条第26項、同施行規則附則第3条の2の20、同6条第46項・第47項 〕			
要望理由	地上テレビジョン放送は、現行の地上アナログ放送から地上デジタル放送へ2011年7月24日までに全面移行する予定である。2003年12月に関東、近畿及び中京広域圏の放送事業者においてデジタル親局を開局し、その他の地域の放送事業者においては2006年12月に地上デジタル放送を開始したところである。1999年に地上デジタル放送の早期の普及を図ることを目的として「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」を制定し、事業者のデジタル放送施設の整備を国として全面的に支援しているところである。 2008年3月末時点で、全国の地上デジタル放送の世帯カバー率はおよそ93％となっているが、アナログ時エリアの100％カバーをするため、2008年から2011年にかけては、デジタル中継局約5,800局の整備期間にあたり、放送事業者にとっては集中して投資を行う必要がある時期である。 また、残り7％の地域は、条件不利地域が多く含まれるとともに小規模中継局を多数整備することになる。 本中継局の整備により、情報格差を生じさせることなく地上デジタル放送への移行を確実にし、地域住民に安心して地上デジタル放送によるデータ放送やワンセグ放送を活用した防災・行政サービスの提供などの視聴者への利益の早期拡大・充実が期待できる。 以上の点から、地上デジタル放送を行う施設の整備を促進し、地上デジタル放送への円滑な移行を図るとともに、その効用を視聴者・地域に還元するため、事業者の設備投資負担を軽減することが有効であり、本制度の拡充・延長を要望する。			
減収見込額	固定資産税（初年度）	283.8	（平年度）	791.5（単位：百万円）
	不動産取得税（初年度）	28.9		（単位：百万円）
地方税以外の措置	既存	・ 国税 法人税・所得税の特別償却制度（平成11年度） ・ 融資、補助金その他 ○財政投融资（地上デジタル放送施設・制作環境の整備事業）（平成11年度創設） ○無利子・低利融資（高度テレビジョン放送施設整備事業）（平成11年度創設） ○情報通信研究機構による債務保証制度（平成11年度創設） ○情報通信研究機構による利子補給制度（平成19年度創設） ○地域情報通信基盤整備推進交付金（地上デジタルテレビ中継局整備）（平成19年度限り） ○デジタルテレビ中継局整備支援（平成20年度創設）		
	21年度の要望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他		

2

過 去 の 要望経緯	平成 11 年度創設、平成 13 年度延長、平成 15 年度延長、平成 17 年度延長、平成 19 年度延長
本要望に 対応する 縮 減 案	
担当者等 (連絡先)	担当課：情報流通行政局地上放送課 （課長）吉田 博史（課長補佐）原田 秀雄（担当）谷口 かおり 電話：（代表）03－5253－5111（内線）5791 （直通）03－5253－5791 （FAX）03－5253－5794 担当メールアドレス：k2.taniguchi@soumu.go.jp

平成21年度税制改正（地方税）要望事項〈別表〉

（既存税制の政策効果）

対象税目	不動産取得税 固定資産税
要望項目名	地上放送施設デジタル化促進に係る課税標準の特例措置の拡充・延長
延長 又は 拡充の要望を 必要とする理由	（１）政策目的 地上放送のデジタル化は、高画質化、高品質化、データ放送の実施など、国民に最も密着した基幹的・基礎的な情報通信メディアである地上放送サービスの高度化や、デジタル化された通信とのトータルデジタルネットワークの完成による電子商取引、電子自治体の業務などの新しい社会基盤としての領域の拡大が期待されるとともに、有限稀少な周波数資源の有効利用の促進等社会的意義も高いものである。 また、地上放送のデジタル化は、国民が視聴する放送番組・情報が全国一律的なものから、地域独自の多様なものに変化していく上で、極めて大きな環境変化を及ぼすものであり、デジタル化の進展により、地域独自の番組、固有の情報の制作、発信を促進し、地域の情報化、地域振興に大きく寄与するものである。 こうした中、特にローカル放送事業者は、地域独自の放送番組、地域固有の情報を制作し、デジタル化により可能となる複数チャンネルでの放送を活用して、当該地域及びその他の地域に対して発信することにより、地域振興、地域社会の健全な発展に寄与していくことが求められている。 さらに、デジタル化の推進は、データ放送による行政情報等の地域情報や災害情報の提供を可能とし、地域住民の生活の利便、福祉の向上に資するとともに、字幕・解説放送の充実、話速度を変換する人にやさしいサービスの提供等、障害者・高齢者の利便の増進に資することが可能となる。 以上のような高い意義を有する地上放送のデジタル化を一層促進するためには本制度の拡充及び延長が不可欠である。 （２）施策の必要性 アナログ放送からデジタル放送への移行に当たっては、当分の間、視聴者保護のために同一番組をデジタルとアナログの両方の施設で放送することが求められており、事業者にとっては、実質的な二重投資となりデジタル化投資が用意に進まないおそれがある。このため、デジタル放送の早期の普及を図ることを目的として「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」を制定し、事業者のデジタル放送施設の整備を国として全面的に支援しているところである。 また、地上放送のデジタル化の特性を活かして制作された多彩なローカル番組を、地域住民や地域外に積極的に発信し、あるいは地域における円滑な流通を図るためには、デジタル化に対応した局外設備の整備が不可欠であるが、対象世帯数が少ないエリアについては採算性が低いことから、局外設備の整備の遅れが顕在化している。局外設備の整備の遅れは、地上デジタル放送の進展のボトルネックとなり、デジタルデバイドの拡大につながり、採算性の低い地域が情報化から取り残されることが懸念される。 したがって、局外設備の取得に係る負担を軽減し、局外設備の整備を促進することにより早期開局を実現し、全国あまねく地上デジタル放送の円滑な導入を図っていくことが不可欠である。 以上の点から、デジタルテレビジョン放送を行う施設の整備を促進し、デジタル放送への円滑な移行を図るために、事業者の設備投資負担を軽減することが有効であり、本制度の拡充・延長を要望する。 （３）要望の措置の適正性 （１）の政策目的に示すように、デジタル化はサービスの高度化等地域住民の生活の利便等に寄与するとともに、情報発信により地域振興等にも寄与するものである。 ２００８年から２０１１年にかけては、デジタル中継局約５，８００局の整備期間にあたり、放送事業者にとっては集中して投資を行う必要がある時期であり、中継局の整備ができることとなれば、減税効果分をデジタル放送独自の番組制作やハイビジョン放送用の中継車・編集装置等の設備のための経費に充てることが可能となるとともに、これまでアナログ放送では、放送が届けられていなかった地域のためのデジタル中継局の整備が可能となり、視聴者の利益にも結びつく効果が期待できる。 したがって、デジタル化の円滑な推進を図り、国民視聴者に対するデジタル化のメリットを還元するためには、事業者の設備投資の負担を軽減することが必要であり、税制支援が効果的である。

これまでの 政策効果	平成20年7月末現在、当該事業に係る高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成11年法律第63号）第4条第1項に基づく実施計画の認定を受けた事業者数は全127社となっている。
要望する 延長期間中 の達成目標	（2年延長を要望） ○平成22年までに地上デジタルテレビ放送の普及世帯数が、4,800万世帯となるよう設備の整備を推進する。 ○アナログ時エリアの100%カバー
前回要望時 の達成目標	平成21年までに地上デジタルテレビ放送の普及世帯数が3,000万世帯となるよう設備の整備を推進する。
上記目標の 達成度 未達成の場合 はその理由	地上デジタルテレビ放送の普及世帯数は、平成20年3月時点で、約2,200万世帯（世帯普及率43.7%）と推計されており、おおむね順調に推移している。 なお、地上デジタル放送受信機の出荷台数は、平成20年6月末現在で、3,752万台となっている。
これまでの 要望経緯	平成10年度補正予算：「地上放送番組制作設備デジタル化促進税制」の創設 （平成11年度に「地上放送施設デジタル化促進税制」と統合） 平成11年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の創設 平成13年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の延長 平成15年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の延長 平成17年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の拡充・延長 平成19年度：「地上放送施設デジタル化促進税制」の拡充・延長

地方税における非課税等特別措置の整理合理化の状況

	整 理 合 理 化			新 設 ・ 拡 充			単 純 延 長
	廃 止	縮 減 合理化	小 計	新 設	拡 充	小 計	
平成5年度	4	34	38	7	18	25	39
6年度	17	31	48	21	15	36	45
7年度	22	40	62	1	13	14	28
8年度	17	111	128	7	15	22	29
9年度	14	44	58	10	17	27	31
10年度	9	36	45	32	30	62	62
11年度	32	64	96	24	31	55	45
12年度	19	63	82	20	22	42	40
13年度	18	46	64	19	25	44	50
14年度	34	61	95	16	41	57	34
15年度	13	45	58	20	32	52	42
16年度	12	41	53	25	10	35	26
17年度	13	26	39	19	17	36	34
18年度	24	44	68	8	9	17	33
19年度	23	14	37	6	4	10	45
20年度	15	15	30	22	4	26	37
21年度	17	10	27	6	9	15	48